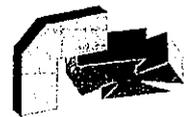


政策意義のない消費税軽減税率 消費者・事業者・税務当局に多大な負担

東京財団政策研究所研究主幹 森信茂樹



2019年10月に消費税率が10%に引き上げられる際に、「酒類・外食を除く飲食料品と新聞購読料(週2回以上発行)」に対しては8%という軽減税率が導入される。しかしこの制度には多くの疑問や問題がある。

第1に、軽減税率の政策意義・効果が不明であるという点だ。消費税は高所得者ほど負担が低くなるという逆進性を持つている。しかし飲食は高所得者ほど額が大きいので、軽減税率の導入では逆進性はなくならない。そればかりか、高所得者の方が低所得者より飲食料に支出する費用は多いので、その分多く軽減税率のメリットを受けることになり、金持ち優遇税制という批判さえ受けかねない。逆進性を軽減するためには、低所得者に限定した給付を行うことが最も効率的である。

第2に、消費者・事業者・税務当局に多大な執行のコストをかけることである。とりわけ、外食は標準税率(10%)なので、飲食料品(8%)との区分が必要となる。外食の定義は、「その場で飲食させるサービスの提供を行う事業を営む者がテーブル、椅子その他のその場で飲食させるための設備(飲食設備)を設置した場所で行う食事の

提供」とされている。従って、イートインコーナーの設置されたコンビニエンスストアで飲食料品を買う場合、お店はその都度お客にテイクアウト(食料品、軽減税率)かイートイン(外食、標準税率)かを確認する必要がある。

また事後的にはあるが、税務当局はその事業者の申告が正しいかどうか税務調査でチェックする必要が出てくる。このような消費者・事業者・税務当局の追加的なコストは、結局国民負担の増加となる。

欧州諸国でも外食か食料品かの区分をめぐっては長年議論が続いており、英国のように温度(暖かいものは食料品)で判断したり、カナダのように個数(ドーナツ6個以上の購入は食料品、5個以下は外食)で決めたりと、試行錯誤が続いている。

第3に、財源の問題である。軽減税率を導入すると毎年消費税収が1兆円少なくなる。この財源は、「安定的な恒久財源を確保するため、平成30年度(2018年度)末までに歳入及び歳入上の措置を講じる」ことが法律で義務付けられており、年末の税制議論で何らかの財源確保策、つまり増

税が決定されることになる。既に一部たばこ税の引き上げなどで対応されているが、赤字国債の発行での対応ということとなる。

最後に、軽減税率の適用拡大をめぐって、利権型政治が復活する可能性が出てくるという問題がある。英国では選挙のたびに軽減税率の範囲が拡大してきたが、既にわが国でも、軽減税率の適用を要望する業界団体が政治家に働き掛ける動きがあり、今後業界団体の利害を酌んだ利権政治が復活する可能性がある。

では、なぜ問題点ばかりの軽減税率が導入されるのだろうか。導入決定時の経緯を見ると、国民的な議論が行われたという状況はなく、官邸と軽減税率を主張する公明党の間で、安保法制での協力などを考慮して、さらには当時の自民党税制調査会長を更迭してまで決めたものであるということが分かる。国民不在のところ、政治の利害で決まったものということである。

消費税収は全額社会保障費に使うことが法律で決められている。軽減税率導入により失う1兆円の恒久財源があれば、幼児教育や少子化対策としての子ども子育てに必要な費用が確保できるわけで、この観点からも、軽減税率の導入で失うものは大きいと言えよう。

上司も部下も必携!
ビジネスを変える100話
●四六判変型308頁 単行本価格1500円(税別)
池田克彦著

説教の事典

時事通信社